

Financial Services Tax News

Special Edition: July 2009

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 560 名のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

イスラム金融

本ニュースレターでは、イスラム金融およびイスラム金融につき想定される日本の税務上の論点について、ご紹介します。イスラム金融に関しては、金融商品取引法等の一部改正にかかわる政令・内閣府令等の施行により、2008年12月12日から、銀行保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲として、実質的に与信と同視すべきイスラム金融が追加されています。昨今の金融市場の混乱の影響や原油価格の下落等の影響は否定できないものの、オイル・マネーの日本への還流等、引き続きイスラム金融への注目度は高いものと思われまます。

イスラム金融とは

一般に、イスラム金融とは、いわゆるイスラム法たるシャリアに準拠した金融取引を意味していると考えられます。シャリアに基づくイスラム金融の原則としては、以下の4点が挙げられます。

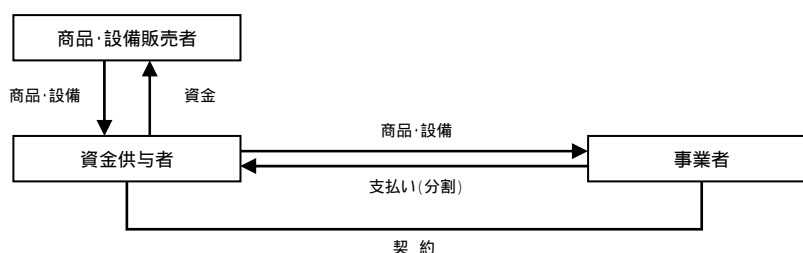
1. 利子の禁止 ~ Prohibitions of Riba
2. 契約における不明瞭性・不確実性の禁止 ~ Prohibitions of Gharar (uncertainty)
3. 投機/ギャンブルの禁止 ~ Prohibitions of Maisir (gambling)
4. 一定の物品およびサービス(酒類、ギャンブル等)の取引の禁止 ~ Prohibitions of Haram transactions

イスラム金融における主な取引形態

イスラム金融における主な取引形態として、以下、ムラバハ取引 (Cost-plus profit margin) ・イジャール取引 (Leasing) ・ムダラバ取引 (Profit-sharing) ・ムシャラカ取引 (Joint-venture) をご紹介します。

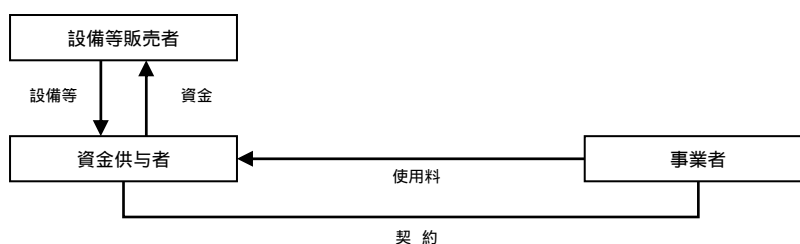
1) ムラバハ取引 (Cost-plus profit margin)

ムラバハ取引とは、利益(利子に相当する金額)をコストに上乗せした売買形態で、一般的に、銀行等の資金供与者が事業者の必要とする商品・設備を購入し、事業者に売却し、後払いで支払われる購入代金には、利子に相当する金額が上乗せされます。



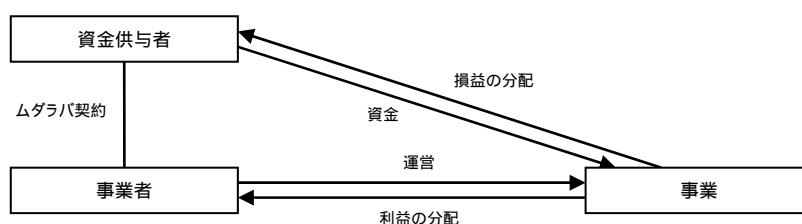
2) イジャール取引 (Leasing)

イジャール取引とは、一般的に、事業者の必要とする設備等を銀行等の資金供与者が購入し、当該資金供与者は当該設備等の価額および利子に相当する額を含む使用料を徴収するといった取引を指しており、実質的に、リース取引と同様の取引と考えられます。



3) ムダラバ取引 (Profit-sharing)

ムダラバ取引とは、資金供与者が、事業者により運営されている事業に対して資金を拠出する取引で、事業から生じる利益は、ムダラバ契約により規定された条件に従い分配されますが、事業から生じる損失は事業者の不正や怠慢、契約不履行に基づくものでない限り、資金供与者によって負担されます。



4) ムシャラカ取引 (Joint-venture)

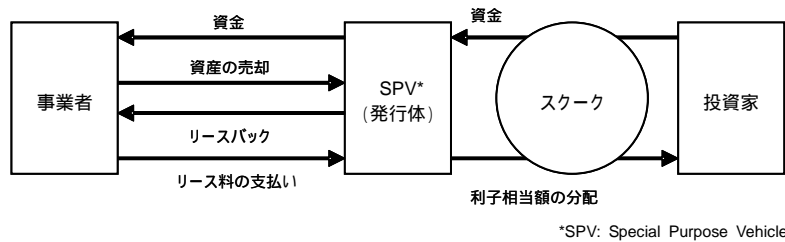
ムシャラカ取引とは、一般的に、特定の事業について、二者(あるいは二者以上)間で締結されるパートナーシップ契約とされています。各パートナーは、事業から生じる損失は投資金額に応じて負担するのに対して、事業から生じる利益は、相互に合意した比率に従い享受します。



スクークについて

一般的に、スクークは、通常の社債と似通った性質を持つイスラム債とも言われていますが、通常の社債とは、資産担保型である点 (asset-backed/asset-based) および法形式上利子が明示されていない点が異なります。スクークは、購入された資産への資金供与からの利益およびキャッシュフローまたは購入された資産から生み出される利益に結び付けられています。

典型的なスクークのストラクチャー(イジャーラ取引)は以下のとおりです。



*SPV: Special Purpose Vehicle

タカフルについて

タカフルとは、一般的に、イスラム保険とも言われています。通常の保険契約は、不確実な要素を含むとの観点から、シャリアに反すると解されていたため、加入者の相互扶助を前提としたタカフルが通常の保険の代替として利用されています。タカフルにおいて、加入者は、それぞれ資金を拠出し、当該拠出資金(タカフルファンド)から、タカフル保険金の支払いおよび損益の分配を受けます。タカフル事業者はタカフルファンドの管理を行います。原則としてタカフルファンドにおいて生じる損失は負担しません。



想定される日本の税務上の論点

イスラム金融においては、前述のとおり、利子が禁止されているため、リースや売買等の形式をとりながら、実質的には金銭の貸付と同じ経済効果を創出しているケースがあると考えられますが、その場合に、取引形式と経済実態のいずれに着目して、課税上の取り扱いを検討するかが論点になると考えられます。

現状、日本の税制においてイスラム金融のための特例等は規定されていませんので、既存の税制に従い、日本におけるイスラム金融の取り扱いを検討していくことになると考えられます。たとえば、以下のような点が税務上の論点になりうると考えられますが、今後、こういった論点について、新たな措置の導入または取り扱いの明確化がなされていくことで、イスラム金融の活用がより一層進んでいくことが期待されます。

- 1) ムラバハ取引等、売買が含まれる場合における消費税・不動産流通税等の取り扱い。
- 2) 経済的実質が利子に近い対価の支払いについて、利子と同様に扱われるか否か。
- 3) 損益分配的な取引形態についての日本の税務上の位置づけおよびその取り扱い。
- 4) スクークにかかわる日本の税務上の位置づけおよびその取り扱い。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

金融部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

| | | | |
|------------|--------------|------------------------|-------------------------------|
| パートナー | 藤本幸彦 | 03-5251-2423 | sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com |
| | 大石克洋 | 03-5251-2565 | katsuyo.oishi@jp.pwc.com |
| | 松田結花 | 03-5251-2556 | yuka.matsuda@jp.pwc.com |
| | 飯村鉄雄 | 03-5251-2834 | tetsuo.iimura@jp.pwc.com |
| | 鬼頭朱実 | 03-5251-2461 | akemi.kitou@jp.pwc.com |
| | 高木宏 | 03-5251-2788 | hiroshi.takagi@jp.pwc.com |
| | 川崎陽子 | 03-5251-2450 | yoko.kawasaki@jp.pwc.com |
| | レイモンド・カーン | 03-5251-2909 | raymond.a.kahn@jp.pwc.com |
| | スチュアート・ポーター | 03-5251-2944 | stuart.porter@jp.pwc.com |
| | マーク・リム | 03-5251-2867 | lim.marc@jp.pwc.com |
| シニア・マネージャー | 中村賢次 | 03-5251-2589 | kenji.nakamura@jp.pwc.com |
| | 高野公人 | 03-5251-2698 | kimihito.k.takano@jp.pwc.com |
| | 斎木信幸 | 03-5251-2570 | nobuyuki.saike@jp.pwc.com |
| | 箱田晶子 | 03-5251-2486 | akiko.hakoda@jp.pwc.com |
| | 今村恭子 | 03-5251-2855 | kyoko.imamura@jp.pwc.com |
| マネージャー | 佐々木真美 | 03-5251-2471 | mami.sasaki@jp.pwc.com |
| | 松永智志 | 03-5251-2586 | satoshi.matsunaga@jp.pwc.com |
| | 遠山壮一 | 03-5251-6212 | soichi.toyama@jp.pwc.com |
| | 野中貴史 | 03-5251-2417 | takashi.nonaka@jp.pwc.com |
| | 鈴木宏子 | 03-5251-2156 | hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com |
| | 藤野孝太郎 | 03-5251-2036 | kotaro.fujino@jp.pwc.com |
| | 伊藤耕一郎 | 03-5251-6525 | koichiro.ito@jp.pwc.com |
| | 比留間延佳 | 03-5251-2871 | nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com |
| | 梶原みゆき | 03-5251-2520 | miyuki.m.kajiwara@jp.pwc.com |
| | 牧平直子 | 03-5251-2223 | naoko.makihira@jp.pwc.com |
| ダニエル・ルーツ | 03-5251-6640 | daniel.lutz@jp.pwc.com | |